

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
(代決) 第6条 略				(代決) 第6条 所長が不在のときは、次の表の代決者の欄に掲げる職にある者が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。							
センター名		代決者		センター名		代決者					
		第1順位	第2順位	第3順位			第1順位	第2順位	第3順位		
略				略							
広域送水管理センター		<u>副所長</u>			広域送水管理センター		<u>主管副所長</u>	<u>主管副所長以外</u> <u>の副所長</u>			
2 略				2 略							
別表3（第3条、第4条関係）				別表3（第3条、第4条関係）							
支出負担行為決裁事項				支出負担行為決裁事項							
区分（節）		所長決裁事項		課長決裁事項		区分（節）		所長決裁事項		課長決裁事項	
1～14 略				1～14 略							
15 委託料		100万円を超える（工事施行に伴うものにあつては、100万円を超え1,000万円未満）		100万円以下		15 委託料		100万円を超える（工事施行に伴うものにあつては、100万円を超え700万円未満）		100万円以下	
16～39 略				16～39 略							
備考 略				備考 略							

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。